

置戸町国民保護協議会設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、置戸町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員は、22人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会

長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

置戸町国民保護対策本部及び置戸町緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条（法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、置戸町国民保護対策本部及び置戸町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、置戸町国民保護対策本部（以下「本部」という。）の事務を総理する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(班)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき本部員その他の職員は、本部長が定める。

3 班にそれぞれ班長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に国民保護現地対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）、国民保護現地対策副本部長（以下「現地対策副本部長」という。）、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長の指名する者がこれに当たる。

- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。
- 3 現地対策副本部長は、現地対策本部長を補佐する。
- 4 第4条の規定は、現地対策本部について準用する。

(本部長への委任)

第6条 前各例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、置戸町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

置戸町国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、置戸町国民保護協議会条例（平成18年置戸町条例第4号）第7条の規定に基づき、置戸町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議の招集)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）の招集は、会議開催の場所及び日程並びに付議する事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

(委員の代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 代理については、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とし、委員の職務を代理する。

(会議録)

第4条 会長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

(委員の異動報告)

第5条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第4項第1号から第7号に掲げる委員に異動があったときは、その後任者は、直ちに、職名、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、総務課に置く。

附 則

この要綱は、平成18年 7月20日から施行する。

平成 年 月 日

置戸町国民保護協議会
会長 井 上 久 男 様

機 関 名
職・氏 名

置戸町国民保護協議会運営要綱第 5 条の規定に基づき、異動の状況を報告します。

記

1 職・氏名

(前任者)

(後任者)

2 異動事由

人事異動 ・ 退職 ・ その他 ()

* 該当する部分を○で囲んでください。

3 事由発生年月日

平成 年 月 日

用語集

■安全保障会議

国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する機関で内閣に設置される会議です。

■NBC

「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称。

■緊急対処事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。

■国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」です。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行されました。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めています。武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などについてもこの法律において規定しています。

■国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画です。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めます。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっています。

■指定行政機関

内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省が指定されています。

■指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されています。

■指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいいます。

■自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいいます。

■生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいいます。

■武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。

■武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいいます。なお、武力攻撃事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をあわせて「武力攻撃事態等」と定義しています。

■武力攻撃事態対処法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」です。平成 15 年 6 月 6 日に成立し、同月 13 日に施行されました。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めています。